四日市市告示第525号

四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年12月16日

四日市市長 田中 俊行

四日市市子育て短期支援 (ショートステイ) 事業実施要綱の一部を改正する 要綱

四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業実施要綱(平成14年四日市市 告示第134号)の一部を次のように改正する。

改正後

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市内に在住 し児童を養育している保護者が、疾病 等の社会的な事由によって家庭におけ る児童の養育が一時的に困難となった 場合及び母子が夫の暴力により緊急一 時的に保護を必要とする場合等に、当 該児童等を一時的に養育又は保護する 事業を、市が主体となって実施するこ とにより、児童への虐待等を未然に防 ぎ、これらの児童及びその家庭の福祉 の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
  - (1) (略)
  - (2) ショートステイ 事業利用決定者 及び児童を、指定施設で一時的に養

改正前

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市内に在住し児童を養育している保護者が、疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を施設において一時的に養育し、又は保護すること(以下「ショートステイ」という。)により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
  - (1) (略)

### 育又は保護する短期の支援

(3) 指定施設 ショートステイを提供する施設として、あらかじめ四日市市長(以下「市長」という。)が指定した施設

(事業利用の要件)

第3条 (略)

(ショートステイの定員)

第4条 ショートステイの定員について は、施設の状況を勘案し、当該<u>指定</u>施 設と協議のうえ、市長が別に定める。

(事業利用の申請等)

- 第6条 <u>事業</u>の利用を希望する者は、四 日市市子育て短期支援(ショートステ イ)事業利用申請書(第1号様式)、 その他必要な書類を市長に提出し、そ の許可を得なければならない。
- 2 市長は、<u>事業</u>の利用の許可を決定したときは、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業利用決定(承認・不承認)通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業利用実施依頼書(第3号様式)により、当該指定施設の長に通知するものとする。

(ショートステイ利用期間の変更)

(2) 施設 あらかじめ四日市市長 (以下「市長」という。)が指定<u>又は</u> 委託契約した乳児院、母子生活支援施 設及び児童養護施設

(<u>ショートステイ</u>の要件)第3条 (略)

(ショートステイの定員)

第4条 ショートステイの定員について は、施設の状況を勘案し、当該施設と 協議のうえ、市長が別に定める。

(ショートステイ利用の申請等)

- 第6条 ショートステイの利用を希望する者は、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業利用申請書(第1号様式)、その他必要な書類を市長に提出し、その許可を得なければならない。
  - 2 市長は、ショートステイの利用の許可を決定したときは、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業利用決定(承認・不承認)通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業利用実施依頼書(第3号様式)により、当該施設長に通知するものとする。

(ショートステイ利用期間の変更)

#### 第7条 (略)

2 市長は、四日市市子育で短期支援 (ショートステイ)事業利用期間変更 申請書が提出されたときは、その容を審査の上、四日市市子育で短期で変容を変した。四日市市子育の財政変更のでは、本のでは、本のでは、本のでは、当該申請者に通知支援をといる。当該申請者で短期である。 (ショートステイ)事業利用変更実施を関連に、四日市市子育で短期実施をといる。 (ショートステイ)事業利用変更実施を関連に、四日市市子育のとまる。

(入所)

第8条 市長から<u>事業</u>の利用を許可され た者は、指定された日に当該<u>指定</u>施設 に当該児童等を入所させなければなら ない。

(事業利用の制限)

第9条 (略)

(申請の却下又は事業利用の取消し)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請の却下又は 事業の利用決定を取り消すことができる。
  - (1) 保護者が虚偽の申請その他不正 な手続により<u>事業</u>の利用決定を受け たとき。
  - (2) 実施指定施設の長の指示に従わ

第7条 (略)

2 市長は、四日市市子育て短期支援 (ショートステイ)事業利用期間変更 申請書が提出されたときは、その内容 を審査の上、四日市市子育て短期支援 (ショートステイ)事業利用期間変更 決定(承認・不承認)通知書(第5号 様式)により、当該申請者に通知する とともに、四日市市子育て短期支援 (ショートステイ)事業利用変更実施 依頼書(第6号様式)により、当該施 設長に通知するものとする。

(入所)

第8条 市長から<u>ショートステイ</u>の利用 を許可された者は、指定された日に当 該施設に当該児童等を入所させなけれ ばならない。

(ショートステイ利用の制限)

第 9 条 (略)

(申請の却下又は<u>ショートステイ</u>利用の取消し)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれか に該当する場合には、申請の却下又は ショートステイの利用決定を取り消す ことができる。
  - (1) 保護者が虚偽の申請その他不正 な手続により<u>ショートステイ</u>の利用 決定を受けたとき。
  - (2) 実施施設長の指示に従わないと

ないとき。

- (3) 災害その他の理由により<u>指定</u>施 設が利用できなくなったとき。
- (4) (略)

(退所)

第11条 <u>指定</u>施設の長は、一時的に養育し、又は保護している児童等が退所したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(費用等)

# 第12条 (略)

- 2 ショートステイに要した経費の支払 を受けようとする<u>指定</u>施設の長は、ショートステイ費用請求書及び実績報告 書(第7号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 (略)

#### (指定施設の指定要件)

第14条 指定施設として指定を受ける ことができるものは、児童福祉法(昭 和22年法律第164号)第7条第1 項に規定する児童養護施設、乳児院及 び母子生活支援施設とする。

#### (指定の申請及び決定)

第15条 前条の指定要件を満たし、指 定を希望するものは、四日市市子育て 短期支援 (ショートステイ) 施設指定 申請書 (第8号様式) を市長に提出し き。

- (3) 災害その他の理由により施設が利用できなくなったとき。
- (4) (略)

(退所)

第11条 施設の長は、一時的に養育 し、又は保護している児童等が退所し たときは、速やかに市長に報告するも のとする。

(費用等)

#### 第12条 (略)

- 2 ショートステイに要した経費の支払 を受けようとする施設の長は、ショー トステイ費用請求書及び実績報告書 (第7号様式)を市長に提出するもの とする。
- 3 (略)

なければならない。

2 市長は、前項の申請があったとき は、その内容を審査のうえ、指定の可 否を決定し、四日市市子育て短期支援 (ショートステイ)施設指定決定(却 下)通知書(第9号様式)により申請 者に通知するものとする。

## (変更の届出等)

- 第16条 指定施設は、指定申請書の記載事項に変更があったときは、四日市市子育で短期支援(ショートステイ)施設指定申請書記載事項変更届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 指定施設は、事業を廃止し、休止 し、又は再開するときは、四日市市子 育て短期支援(ショートステイ)指定 施設廃止(休止・再開)届(第11号 様式)をあらかじめ市長に提出しなけ ればならない。

#### (報告等)

第17条 市長は、当該事業に関して必要があると認めたときは、指定施設若しくはその従業者又は指定施設であったものに対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらのものに出頭を求め、又は職員、関係者に対して質問させ、若しくは指定施設について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

- 第18条 市長は、指定施設が、次の各 号のいずれかに該当するときは、第1 5条の指定を取り消すものとする。
  - (1) 第14条の要件に該当しなくな ったとき。
  - (2)費用の請求に関し不正があった とき。
  - (3)前条の規定により報告又は帳簿 書類の提出若しくは提示を命ぜら れてこれに従わず、又は虚偽の報 告をしたとき。
  - (4)前条の規定による出頭を求めら <u>れてこれに応ぜず、同条の規定に</u> よる質問に対しても答弁せず、若 <u>しくは虚偽の答弁をし、又は同条</u> <u>の規定による検査を拒み、妨げ、</u> 若しくは忌避したとき。ただし、 指定施設の職員がその行為をした 場合において、その行為を防止す るため、当該指定施設が相当の注 意及び監督を尽くしたときを除
  - \_(5) 不正の手段により第15条の規 定による指定を受けたとき。

(連携)

め、市長は、他の関連在宅サービスと の十分な調整を行うとともに、当該指し 定施設、児童相談所、母子・父子自立| 支援員、民生・児童委員等関係機関と

(連携)

<u>第19条</u> この事業の目的を達成するた <u>第14条</u> この事業の目的を達成するた め、市長は、他の関連在宅サービスと の十分な調整を行うとともに、当該施 設、児童相談所、母子・父子自立支援 員、民生・児童委員等関係機関と十分

十分な連携を図り、事業の円滑な運営 に努めるものとする。

(補則)

第20条 (略)

別表 (第12条関係)

子育て短期支援(ショートステイ)<u>事</u> 業基準単価表(日額)

(略)

な連携を図り、事業の円滑な運営に努 めるものとする。

(補則)

第15条

別表 (第12条関係)

子育て短期支援(ショートステイ)基 準単価表(日額)

(略)

第7号様式を次のように改める。

# 第7号様式(第12条関係)

年度

民生費 児童福祉費 <u>子育て短期支援ショートステイ事業費</u> 扶助費<u>(施設事務費)</u>

### ショートステイ費用請求書

一金

円也

ただし、子育て短期支援 (ショートステイ) 事業にかかる費用 月分として、上記のとおり請求します。

年 月 日

施 設 種 別 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設

施設所在地

施 設 名

請求権者

四日市市長

### 実績報告書

氏 名	利用期間	入所日数	日 額	計
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
			合 計	円

第8号様式から第11号様式を次のように加える。

# 四日市市子育で短期支援(ショートステイ)施設指定申請書

四日市市長

年 月 日

住 所

氏 名

代表者 印

子育て短期支援を提供する施設として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

	フ		IJ	;	ガ	ナ																
申	名					称																
T	主力	たる	事務	所	の所存	主地	(垂	『便	番号	<u>,</u>		_	_		)							
∌±:	申	請	者	連	絡	先	電話	香	号								F	A X	番号			
請	法	人	の	種	別	等																
	/L>	代表者の職・氏			. <i>I</i> 7	14/H	5-									フ	リメ	ブ ナ				
者	1	衣1	ョ (ノ)	「「「「「「「」」	ч Д	5 名	職名	Á									氏		名			
	備					考																
也	フ		IJ	)	ガ	ナ																
担定な	施		設	2	名	称																
指定を受けようとする施設	施	設	の	所	在	地	(垂	『便	番号	ŗ		_			)							
よう	施	設	ŧ ì	連	絡	先	電話	舌番	号								F	A X	番号			
とす	间	_	所	在	地に	こお	(V)	て	行	う	施	設	の	種	類	認		可		年	月	日
る施																						
設の																						
の種類																						
炽																						
															-							

添付書類

施設認可証の写し

 第
 号

 年
 月

 日

様

四日市市長 印

四日市市子育て短期支援(ショートステイ)施設指定決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て短期支援を提供する施設の指定については、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業実施要綱第15条の規定により、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

指定を決定する。

- (1) 指定施設
- (2) 指定年月日
- (3) 指定番号

指定を却下する。

却下理由

### 第10号様式(第16条関係)

四日市市子育て短期支援(ショートステイ)施設指定申請書記載事項変更届

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

次のとおり子育て短期支援施設の指定を受けた申請書の記載事項を変更したので、四日市市 子育て短期支援(ショートステイ)実施要綱第16条の規定により届け出ます。

_		指定番号	루								
			名		称						
記載事項を変 施		更 した 設	所	在	地						
			施設の種類		種 類						
	変 更	があっ	た	事 項		変	更	の	内	容	
1	法人の名称	`				(変更前)					
2	法人の所在	地									
3	主たる事務	所の所在地									
4	代表者の氏	:名及び住所									
5	施設の名称	;									
6	施設の所在	地									
7	施設の種類	į				(変更後)					
8	その他										
	変	更 年	月	日					年	月	日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
  - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
  - 3 変更の日から 10 日以内に届け出てください。

# 第11号様式(第16条関係)

四日市市子育て短期支援(ショートステイ)指定施設廃止(休止・再開)届

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

次のとおり子育て短期支援の廃止(休止・再開)をしたので、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業実施要綱第16条の規定により届け出ます。

	指定番号								
廃止 (*	休止・再開)	名	称						
する	5 施 設	所 在	地						
廃止、	休止又は再	開した年	月日				年	月	日
廃止	又は休止	した理	里 由						
	育て短期支援を 措置(廃止又は								
休	止 予 5	三期	引	年	月	日~	年	月	田

(注) 1 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年12月22日から施行する。
   (経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の四日市市子育て短期支援(ショートステイ)事業 実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市子育て 短期支援(ショートステイ)事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)